

令和3年12月

播磨町議会定例会議案

(追加分)

議案第 74 号

播磨町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月15日提出

播磨町長 清水ひろ子

播磨町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

播磨町子ども医療費助成条例（令和2年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条第1項中「町内に住所を有するこどもの保護者とする」を「次のいずれかに該当する者とする」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 次のアからウまでの全てに該当する保護者（以下「1号対象者」という。）

ア その監護するこどもが、町内に住所を有する者であること。

イ 医療保険各法の規定による被保険者等又はその被扶養者であること。

ウ その監護するこどもが、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていない者であること。

(2) 次のアからエまでの全てに該当するこども（以下「2号対象者」という。）

ア 15歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。

イ 町内に住所を有する者であること。

ウ 自ら生計を維持する者であること。

エ 生活保護法の規定による保護を受けていない者であること。

第3条第2項を削る。

第4条中「対象者のこども」を「1号対象者のこども又は2号対象者（以下「対象こども」という。）」に改める。

第6条及び第8条中「こども」を「対象こども」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 75 号

令和3年度播磨町一般会計補正予算（第7号）

令和3年度播磨町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129億5,919万7千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和3年12月15日提出

播磨町長 清水ひろ子

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,545,364	2,567	1,547,931
	1 基金繰入金	1,545,363	2,567	1,547,930
歳入合計		12,956,630	2,567	12,959,197

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,537,158	2,200	1,539,358
	3 戸籍住民基本台帳費	118,728	2,200	120,928
6 農林水産業費		54,265	367	54,632
	1 農業費	35,277	367	35,644
歳出合計		12,956,630	2,567	12,959,197

第2表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
電子自治体推進事業 (子ども医療費対象拡大に伴うシステム 改修業務委託)	令和3年度 ～ 令和4年度	2,970千円

